

学生相談室だより

2020年 7月発行

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、私たちはこれまでに経験したことのない状況が続いています。現在も一部オンライン授業が続いており、慣れないことも多く、不安や困りごとを抱えている方も多いのではないのでしょうか。想定外のことが起きている現在、不安になったり、調子を崩しやすくなったりすることはおかしなことではありません。今の生活のことで気になることがあれば、些細なことでも学生相談室に相談してください。みなさんの健やかな学園生活のお手伝いをさせていただきます。

学生相談室スタッフ一同

大学生のこの時期、迷うことや悩み事に直面することは、きっとあると思います。そんなときはぜひ、学生相談室を思い出して下さい。改善に向けて一緒に考えるので、気軽に立ち寄ってくださいね。いつでもお待ちしております。(カウンセラー・足達)

今年度は、当たり前だったものが当たり前でなくなり、色々な感情が湧いてきてくると思います。でも、どんな気持ちも大切な気持ちです。一人で抱えられなくなった不安や悩み・感情は、相談室にはき出しに来てくださいね。(カウンセラー・岩下)

コロナの影響で、先が見えにくい世の中になりました。不安なのは教員も職員も同じです。不安や困り感はずっと一人で抱え込まないよう、何か困ったことがあれば気軽に活用・相談してください。(教員カウンセラー・重橋)

昨年度より引き続き、受付にて皆さんをお迎えしています。「個別面談ほどではないんだけど…」「ほんの少しだけ話を聞いてほしい…」「こんなこと相談していいの?」「ラウンジを利用したいな」など、遠慮なく気軽にお声かけください。(受付・福田)

◇ 学生相談室 開室のご案内 ◇

	月	火	水	木	金
相談室開室時間	10:00~18:00 カウンセラー：足達・岩下 受付事務：福田				
精神科医相談	※年に6回、精神科医の豊見山先生に無料で相談できる日があります。 2020年度前期 7/22(水)、8/26(水) 9:00~12:00 ※以降の予定や詳細は、決まり次第お知らせいたします。				

◇ 予約の方法 ◇

下記のいずれかの方法で事前に予約をお願いします(当日予約も可能です)。

【対面での相談】

①電話やメールで予約する。

TEL：092-851-5341 (直通)

E-mail：gakusou@nakamura-u.ac.jp

※メールには、学籍番号・氏名を記入してください。

②学生相談室を直接訪ねる。

予約が入っていない場合は、その場で相談することも可能です。

③保健室、寮、指導主任、各教科の先生を通して連絡を取ってもらう。

※緊急の場合はいつでもお訪ねください。

★7月末まで電話相談も受け付けています★

WEB授業が多くて、大学に来る機会が少ない場合は、電話でも相談を受け付けています。

事前に電話相談希望のメールを送っていただけましたら、カウンセラーが相談をお受けできる確実な日時をお知らせします。

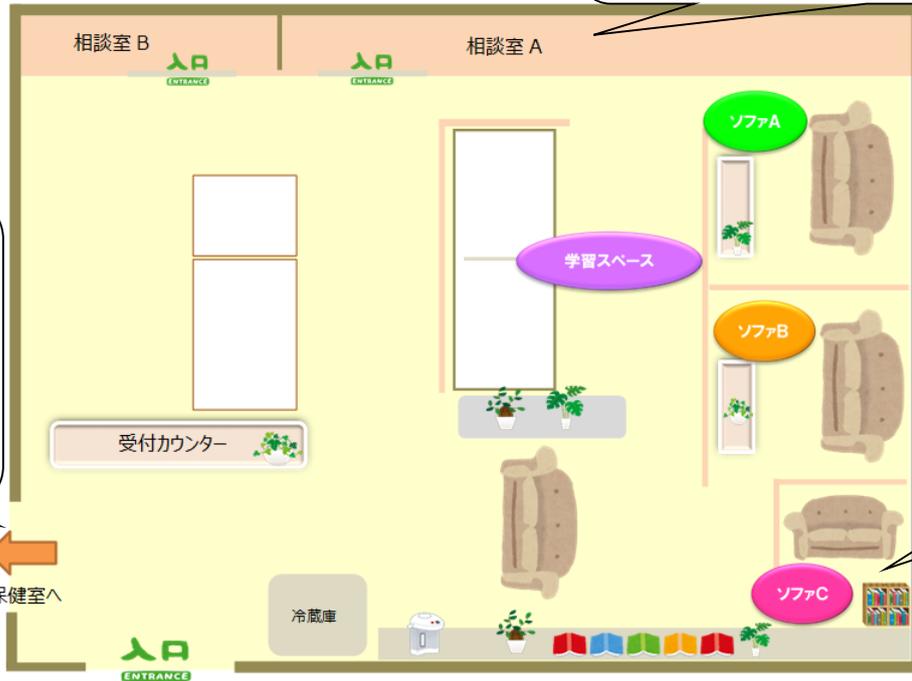


学生相談室はこんなところですよ！

個別の相談は予約制です。
ラウンジ奥の個室でお話を伺います。



相談室は保健室とつながっています。
相談室の入り口から入りにくい時は、保健室からどうぞ！



ラウンジスペースです。
授業の合間に勉強したり、置いてある本を眺めたり、ポーっとしてみたり…お気軽にご利用ください。
<入口から見た光景>



廊下を挟んだ反対側には、**コミュニケーションルーム**もあります。コロナ感染が収まったら、みなさんとの交流の場になる予定です♪



★ラウンジスペースについて★

「ちょっと疲れたなあ」「一息つきたいなあ」「一人でゆっくり過ごしたい」

そんな時にはどうぞご利用ください

ホッとできる本も置いてあります。ラウンジは皆さん一人ひとりにとって『ゆったりと静かに心地よく過ごせる空間』になるように努めています。
お互いに迷惑にならないようにご利用くださいね。

学生相談室って？～学生相談室 Q&A～

学生相談室は、皆さんの相談をお聴きして、学生生活を充実して過ごせるようサポートしていく場所です。

どんなことを相談できるの？

→何でも話してください。自分の性格、対人関係や家族のこと、将来のこと、何となく話してみたいなど思っていること…どんなことでも大丈夫です。

相談ってずっと続けるの？

→1回で終わることもあれば、しばらく続けていくこともあります。相談の期間や頻度も一緒に考えていきます。

相談したことは秘密にしてもらえるの…？

→はい、相談内容の秘密は守られます。学生相談室では、相談者の秘密を守る義務がありますので、個人名や相談内容を、原則的に無断で口外することはありません。ただ、相談室だけで解決しないことがあれば、他の先生や他部署への相談をお勧めすることがあります。その場合もどこまで情報を共有するか、どの部分は秘密にしておくのかなど、相談者の希望を伺いながら一緒に考えさせていただきますので、ご安心ください。なお、守秘義務の例外として、緊急時（自他に危害を加える恐れがある場合、又は法による定めがある場合）は、学生のみなさんの安全・保護が最優先となります。その場合は相談者の同意の有無にかかわらず、危機対応に必要な情報を開示し、学内教職員・関係機関と連携して対応にあたります。